

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称		有限会社 アームス			
■取組方針掲載ページのURL		https://arms-1999.com/kpi/			
■取組状況掲載ページのURL		https://arms-1999.com/kpi/			
原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所	
原則2		実施	2お客様が喜び、お客様の為になるコンサルティングの実践 原則2、3、5、6 3お客様が喜び、お客様の為になるサービスの提供 原則2、3、5、6	2025年度KPI ②30日前継続率 ③事故対応翌日報告率 ④満期継続率 ⑤キャンセル率	
	注				
原則3		実施	2お客様が喜び、お客様の為になるコンサルティングの実践 原則2、3、5、6 3お客様が喜び、お客様の為になるサービスの提供 原則2、3、5、6	2025年度KPI ②30日前継続率 ③事故対応翌日報告率 ④満期継続率 ⑤キャンセル率	
	注				
原則4		非該当	掲載ページ最下部の※1	掲載ページ最下部の※1	
原則5		実施	2お客様が喜び、お客様の為になるコンサルティングの実践 原則2、3、5、6 3お客様が喜び、お客様の為になるサービスの提供 原則2、3、5、6	2025年度KPI ②30日前継続率 ③事故対応翌日報告率 ④満期継続率 ⑤キャンセル率	
	注1				
	注2	非該当	掲載ページ最下部の※1	掲載ページ最下部の※1	
	注3	実施	2お客様が喜び、お客様の為になるコンサルティングの実践 原則2、3、5、6 3お客様が喜び、お客様の為になるサービスの提供 原則2、3、5、6	2025年度KPI ②30日前継続率 ③事故対応翌日報告率 ④満期継続率 ⑤キャンセル率	
	注4				
	注5	実施	2お客様が喜び、お客様の為になるコンサルティングの実践 原則2、3、5、6 3お客様が喜び、お客様の為になるサービスの提供 原則2、3、5、6	2025年度KPI ②30日前継続率 ③事故対応翌日報告率 ④満期継続率 ⑤キャンセル率	

原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 6				
		実施	2お客様が喜び、お客様の為になるコンサルティングの実践 原則2、3、5、6 3お客様が喜び、お客様の為になるサービスの提供 原則2、3、5、6	2025年度KPI ②30日前継続率 ③事故対応翌日報告率 ④満期継続率 ⑤キャッシュレス率
	注1	実施	2お客様が喜び、お客様の為になるコンサルティングの実践 原則2、3、5、6 3お客様が喜び、お客様の為になるサービスの提供 原則2、3、5、6	2025年度KPI ②30日前継続率 ③事故対応翌日報告率 ④満期継続率 ⑤キャッシュレス率
	注2	非該当	掲載ページ最下部の※1	掲載ページ最下部の※1
	注3	非該当	掲載ページ最下部の※1	掲載ページ最下部の※1
	注4	実施	2お客様が喜び、お客様の為になるコンサルティングの実践 原則2、3、5、6 3お客様が喜び、お客様の為になるサービスの提供 原則2、3、5、6	2025年度KPI ②30日前継続率 ③事故対応翌日報告率 ④満期継続率 ⑤キャッシュレス率
	注5	実施	2お客様が喜び、お客様の為になるコンサルティングの実践 原則2、3、5、6 3お客様が喜び、お客様の為になるサービスの提供 原則2、3、5、6	2025年度KPI ②30日前継続率 ③事故対応翌日報告率 ④満期継続率 ⑤キャッシュレス率
	注6	実施	2お客様が喜び、お客様の為になるコンサルティングの実践 原則2、3、5、6 3お客様が喜び、お客様の為になるサービスの提供 原則2、3、5、6	2025年度KPI ②30日前継続率 ③事故対応翌日報告率 ④満期継続率 ⑤キャッシュレス率
	注7	実施	2お客様が喜び、お客様の為になるコンサルティングの実践 原則2、3、5、6 3お客様が喜び、お客様の為になるサービスの提供 原則2、3、5、6	2025年度KPI ②30日前継続率 ③事故対応翌日報告率 ④満期継続率 ⑤キャッシュレス率
原則 7		実施	4、お客様が喜び、お客様の為になるコンサルタント育成コンセプト 原則7	2025年度KPI ⑥会議・研修・その他活動実施状況
	注	実施	4、お客様が喜び、お客様の為になるコンサルタント育成コンセプト 原則7	2025年度KPI ⑥会議・研修・その他活動実施状況
補充 原則 1		非該当	掲載ページ最下部の※2	掲載ページ最下部の※2
補充 原則 2		非該当	掲載ページ最下部の※2	掲載ページ最下部の※2
	注1	非該当	掲載ページ最下部の※2	掲載ページ最下部の※2
	注2	非該当	掲載ページ最下部の※2	掲載ページ最下部の※2

原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
補充原則3	【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。	非該当	掲載ページ最下部の※2	掲載ページ最下部の※2
	注1 金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	非該当	掲載ページ最下部の※2	掲載ページ最下部の※2
	注2 金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経歴、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客（例えば、元本毀損のおそれのある商品について、元本確保を目的としている顧客等）も特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分配手法等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	非該当	掲載ページ最下部の※2	掲載ページ最下部の※2
	注3 金融商品の組成に携わる金融事業者は、製販全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者と間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行うべきである。	非該当	掲載ページ最下部の※2	掲載ページ最下部の※2
補充原則4	【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	非該当	掲載ページ最下部の※2	掲載ページ最下部の※2
	注1 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、繰上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	掲載ページ最下部の※2	掲載ページ最下部の※2
	注2 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。	非該当	掲載ページ最下部の※2	掲載ページ最下部の※2
	注3 金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	非該当	掲載ページ最下部の※2	掲載ページ最下部の※2
補充原則5	【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	掲載ページ最下部の※2	掲載ページ最下部の※2
	注1 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要となる金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を実質的に負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	非該当	掲載ページ最下部の※2	掲載ページ最下部の※2
	注2 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	掲載ページ最下部の※2	掲載ページ最下部の※2

【照会先】

部署	営業部
連絡先	088-855-8931 arms-hoken@adagio.ocn.ne.jp